

# 診療記録(カルテ)開示のお知らせ

当院では良質な医療の提供と患者さまとのより良い信頼関係を築くために、インフォームドコンセントの理念に基づき、診療記録(カルテ)の開示を行っています。

## ●開示される診療記録(過去5年以内のもの)

- 1)診療録、看護記録等
- 2)画像(X線、MRI、超音波検査等)
- 3)検査結果記録等

## ●開示請求ができる方

- 1)患者さま本人
- 2)法定代理人(患者さまが未成年などの場合)
- 3)代理人
- 4)法定相続人(患者さま本人が死亡の場合)

## ●開示請求の方法等

- 1)当院所定の開示請求書に必要書類を添えて、相談窓口(個人情報担当)にお申し込みください。開示の可否等は別途ご連絡をさせていただきます。
- 2)必要書類は、相談窓口(個人情報担当)にお問合せのうえ、ご確認ください。
- 3)場合により診療記録の一部または全部を開示できないことがあります。

## ●開示に関する費用

- 1)基本料 3,150 円
- 2)閲覧 最初の1時間は無料。以後 1,050 円/30 分
- 3)複写(X線、MRI画像等除く) 21 円/1 枚
- 4)複写(X線、MRI等画像) 525 円/1 枚
- 5)CD-R 焼付け(X線、MRI等画像) 525 円/CD-R1 枚
- 6)要約書 5,250 円
- 7)医師面談・立会い 5,250 円/30 分

医療法人財団 織本病院

個人情報担当 042-491-2121